

# 第24回参議院議員選挙、選挙活動の手引き

## はじめに

参議院選挙では、選挙区選挙と比例代表選挙が同時に行われます。今回、「国民怒りの声」は10人以上の候補者を擁立して比例代表選挙を戦います。選挙活動は様々な制約があり、「何をやっていいのかわからない」との声をよく聞きますが、この手引きで取り上げた活動はOKです。今すぐ始めて、7月10日を「勝利の日」とするために頑張りましょう。

## 参院選挙の仕組み

### **1 比例代表選挙では政党（政治団体）名と候補者名（比例団体名簿記載者名）のどちらでも投票できます**

例えば、投票用紙に「国民怒りの声」または国民怒りの声の「候補者名」を書けば、いずれの投票も「国民怒りの声」の比例名簿に対する投票となります。候補者名での投票は、「国民怒りの声」の比例名簿の中で当選順位をつけるためにも用いられます。

### **2 候補者は個人として選挙運動ができます**

比例代表選挙でも候補者個人が選挙事務所を設け、候補者カーを走らせ、ポスターを貼り、ビラを撒き、演説会を行うことなどの選挙運動ができます。

### **3 選挙期間中も「国民怒りの声」として政治活動ができます**

参議院選挙では、「国民怒りの声」が確認団体となり、政治団体として宣伝カーを走らせ、ビラを撒き、演説会を行うことができます。

# ＜支援者の皆さんが選挙前でもできる活動＞

公示日の6月22日以前は、「○○候補に1票を！」など投票を依頼する行為はできません。  
しかし、以下の活動は違反ではありませんから、積極的にどんどんやりましょう

## 1 ホームページ・ブログ・ツイッターの利用

「国民怒りの声」および各候補者のホームページの紹介、ブログやツイッターで立候補予定者の紹介などを書き込んだり、自分でもホームページを作って、「国民怒りの声」を応援してください。

## 2 SNSなどへ積極的に参加

SNS等のメディア(フェイスブック、ライン等)により、多くの人とコミュニケーションを行い、「国民怒りの声」の支持者を増やしてください。

## 3 インターネット放送や動画などの拡散

立候補予定者の見解は直接聞くのが一番。ユーチューブなどのどこに立候補予定者の動画などがあるか、まわりの人に広めてください。また、コメント欄などがあればコメントを記載してください。

## 4 電子メールの活用

「国民怒りの声」の政策・活動状況などを知人・友人に電子メールで紹介してください。

## 5 紹介者カードの活用

立候補予定者や「国民怒りの声」に対する支持を拡大するために、紹介カードなどで1人でも多くの友人・知人を紹介して下さい。

## 6 ポスターの掲示

「国民怒りの声」のポスターや候補予定者が弁士の1人となっている「国民怒りの声」主催の演説会の告知ポスターを貼ってください。

※公的な施設には貼れません。他人の所有物には了承を得て貼りましょう。

※「国民怒りの声」の告知ポスターは、公示日（6月22日）中には撤去しなければなりません。

## 7 電話と手書きの手紙の利用

「私は国民怒りの声を支持している。」「私は○○さんを支援しています」など、応援する立候補予定者や政治団体を、電話や手紙で友人・知人に広めて下さい。

## 8 立候補予定者を呼んで話を聞こう。

立候補予定者を呼んで、個人や団体でいろいろな話し合いの場をもつことは自由です。立候補予定者の政見や抱負・経歴などを聞くイベントを開催して下さい。

## 9 後援会への勧誘

特定の人の後援会をつくることは自由です。後援会を作り、親戚や友人・知人、職場の人、近所の人などに加入を勧めて下さい。また、加入を勧める際には、PR文書の発送、電話やインターネットでの勧誘もできますので、幅広く多くの人に参加をお願いして下さい。

※加入勧誘文書に「〇〇さんの当選を」など、投票依頼またはそれに類する記載をすると違反になりますのでご注意ください。

## 10 各種団体の推薦活動

各種団体が立候補を予定している人を推薦することは自由です。自分が所属しているサークルなどの各種団体に推薦について相談しましょう。また各種団体は、候補予定者の政策などを聞く集会、座談会を開くことができます。

## 11 広報紙などへの掲載

推薦を決定した団体は、その団体の広報・機関紙に推薦決定の報告、推薦候補予定者の経歴などを載せ、通常行っている方法で会員に知らせることができます。候補予定者の政策や経歴などを広めて下さい。

## 12 資金カンパ

「国民怒りの声」に個人としてカンパすることや労力を提供することはいつでも大歓迎です。

※ただし、企業や団体は寄付できません。

※個人カンパは日本国籍を有する18歳以上の方に限られます。

# ＜選挙期間中（6月22日～7月9日）にできる選挙活動＞

## 1 電話での投票依頼

電話を使用しての選挙運動は、全く制がありません。「〇〇候補者に、比例代表選挙は「国民怒りの声」になどと、具体的に投票依頼をお願いします。

## 2 推薦はがきの活用

選挙運動用ハガキを使うため選挙事務所に友人・知人の名簿を提供したり、推薦人となって推薦のことは書き加えたりする活動にご協力下さい。

※ハガキは選挙事務所にあります。このハガキをそのままポストに投函すると違反になります。必ず選挙事務所に持参してください。

## 3 ポスターを自宅の壁やへいに貼ろう

比例名簿登載者の選挙ポスター(証紙つき)や「国民怒りの声」(確認団体)の政治活動ポスター(証紙つき)を、自宅の壁やへいなど、多くの人の目にふれるところに貼って下さい。

※公的な施設には貼れません。他人の所有物には了承を得てから貼ってください。

## 4 出会った人に投票を依頼しよう

街中などで出会った知り合いや自宅や会社などに訪ねてきた人に、投票の依頼をすることは問題ありません。また、友人や知人の家に遊びに行つたときも同様です。「選挙区選挙は〇〇候補に、比例代表選挙は国民怒りの声に(国民怒りの声の〇〇候補に)お願いします」など、積極的に投票を頼んで下さい。

## 5 インターネットを利用した投票依頼

ホームページ、ブログ、SNS(フェイスブック等)、ライン等で候補者や政党に対する投票依頼ができます。インターネットに法定のビラや政党用ポスターなどの画像を貼りつけるのもOKです。

※選挙運動に利用できるのは、選挙の公示日から投票日の前日（6月22日～7月9日）までです。また、18才未満の人など選挙運動ができない人は、インターネットによる選挙運動もできません。

※電子メール(ショートメールを含む)による選挙運動は、候補者と政党しかできませんのでご注意下さい。

## 6 友人・知人を誘って演説会場へいこう

応援する候補者や「国民怒りの声」の街頭演説・個人演説会、政談演説会のスケジュールをあらかじめ調べて、演説会場に友人・知人を1人でも多く誘って参加してください。

## 7 応援演説

応援する候補者の各種演説会で、自分が候補者を支持する理由や意見を発表したり、集まっている人に投票を依頼することができます。

## 8 ポスター貼りやビラ配り

候補者のポスター(証紙つき)や国民怒りの声のポスター(証紙つき)を街頭に貼る、街頭演説や個人演説会の場所で選挙運動用のビラを配布する、国民怒りの声のビラを演説会や街頭で配布するなどの活動に積極的に加わってください。

※選挙運動用ビラは、街頭演説・国人演説会・選挙事務所以外では配布できません。

## 9 座談会を開こう

職場や町内会、青年会、婦人会などの有志が集まって、候補者を囲んで抱負や政見を聞く座談会は自由にできます。また、幅広く参加を呼びかけるときは、個人演説会を開くこともできます。

## 10 政見放送を広めよう

国民怒りの声事務所と連絡をとり、テレビやラジオの政見放送・選挙公報・新聞広告などのスケジュールを確認して友人・知人に知らせて下さい。

## 11 地域の集会の活用

主催者の承諾をもらえば、選挙と関係ない町内会・青年会・婦人会・商工団体の会合や、演劇会・映画会などの会場で、候補者や「国民怒りの声」への投票依頼をしても差し支えありません。地域のイベントスケジュールなどを事前に調べ、大いに活用してください。

## 12 資金カンパ

「国民怒りの声」に個人としてカンパしていただくことは大歓迎です。

## 13 期日前投票や不在者投票の活用

期日前投票はとても利用しやすくなっていますので、投票場所と時間を選管に問い合わせ、積極的に活用して下さい。また、出張先や病院・老人ホームなどでの不在者投票も活用して下さい。期日前投票の呼びかけにはインターネットを活用することも出来ます。

## 14 棄権防止

投票日には、1人でも多くの支持者に投票に行くよう声をかけて下さい。投票所が閉まるまで選挙は終わっていません。また、特定の候補者への投票でなく棄権の防止を呼びかけることは自由です。

## 15 投票用紙の記入は正確に

選挙区選挙では「国民怒りの声」が推薦する「候補者名」を、比例代表選挙では「国民怒りの声(略称「怒り)または「国民怒りの声」の「名簿登載者名」を、投票用紙に正確に記載して下さい。余分なことを記載すると、投票が無効になることがありますのでご注意ください。

## 16 18歳からの選挙について

第24回参院選から、18才以上の人に選挙権が認められました。周りの対象者に必ず投票に行くこと、選挙運動もできることを呼びかけて下さい。